

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成19年5月25日

場 所 第1委員会室

平成19年 5月25日（金曜日）

午後 1 時 7 分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 調査事項について
 2. 調査活動方針・計画について
 3. 今後の委員会の進め方について
 4. その他
-

出席委員（12人）

委 員 長	蓬 原 正 三
副 委 員 長	岡 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	福 田 作 弥
委 員	野 辺 修 光
委 員	濱 砂 守
委 員	黒 木 覚 市
委 員	中 野 一 則
委 員	河 野 安 幸
委 員	満 行 潤 一
委 員	河 野 哲 也
委 員	権 藤 梅 義

欠席委員（なし）

委員外議員 川 添 博

説明のために出席した者（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	松 下 新 一
政策調査課課長補佐	井 上 直 三

○蓬原委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、調査事項について、調査活動方針・計画について、及び今後の委員会の進め方について御協議いただきたいと思います、まず、日程についてはごらんのとおりの日程で進めてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 協議事項は、調査事項について、調査活動方針・計画について、今後の委員会の進め方について、御協議をいただきます。

なお、先日開催されました委員長会議の結果につきましましては、昨日の常任委員会で資料の配付がございましたので、説明は省略をさせていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員会の傍聴につきましましてお諮りをいたします。宮崎市の右松氏から本日の委員会を傍聴したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、傍聴人の入室を認めることといたします。

傍聴される方をお願いを申し上げます。当委員会の審議を円滑に進めるため、静かに傍聴していただきますようお願いを申し上げます。また、傍聴に関する指示については速やかに従っていただきますようお願いを申し上げます。

では、協議事項1の調査事項についてから御協議をいただきます。お手元に配付の資料1をごらんいただきたいと思っております。まず、1の当委員会の設置目的につきましても、さきの臨時議会で議決されたところでございますが、2の調査事項は本日の初委員会で正式に決定することとなっておりますので、御協議をいただきたいと思っております。

調査項目の案としましては、1 県議会議員の定数に関する事、2 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事の2つであります。この案につきまして何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、この案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、3の活動方針について御協議いただくわけですが、その前に、ここでこれからの協議の参考としていただくため、平成17年度に設置されました選挙区特例等特別委員会における審議の結果の概要について書記の方より説明をさせたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、松下書記、よろしく願いをいたします。

○松下書記 それでは、お手元の「平成17年度特別委員会報告書 選挙区特例等特別委員会」によりまして御説明させていただきます。

1ページをお開きください。まず、2の調査活動の概要についてでございますが、「当委員会では、委員会での17回の検討に加え、他県の調査並びに町村議会議長会及び北川町議会との意見交換を実施しながら、慎重に検討を行ってき

た」とあります。

次に、市町村合併に伴う選挙区特例の適用についてでございますが、1年の審議のうち、前半はこのテーマについて審議が行われております。その審議の結果が3ページに記載されております。黄色い線の箇所が主な結論のうち2つでございます。1つは、「合併日から現議員の任期満了日までは特例を適用し、その間に行われる補欠選挙は合併前の従前選挙区で行う」ということと、「次の一般選挙は特例を適用せず、合併後の新選挙区で行う」ということとあります。4ページに移りまして、「これについては平成17年11月定例会において中間報告を行うとともに、これを内容とする『県議会議員の選挙区の特例に関する条例』を同定例会に提案し、全会一致で可決された」となっております。

続きまして、1年のうちの後半で審議が行われました選挙区及び議員定数についてでございます。「合併後の新たな選挙区及び議員定数について調査検討を行った」とあります。この審議の最終的な議論の概要が5ページ以降に記載されております。大きなテーマのうち1つが選挙区の設定についてでございます。「まず、新たに飛び地となった北川町の取扱について検討を行った」とありまして、「北川町に出向き、北川町議会の方々と意見交換を行った上で」、次のページに移りますが、「隣接する延岡市に強制合区して一つの選挙区とすることで委員の意見が一致した」となっております。「次に、委員会では任意合区を行うかどうかについて協議を行った」とありますが、ここでは、「行うべきとする意見と行うべきではないとする意見に分かれた」となっております。

黄色い枠の部分を読み上げます。「任意合区

を行うべきとする委員からは、『任意合区により死に票が多い等の問題のある1人区を減らすことができる。また、複数人区になれば、いろいろな人が立候補でき、有権者にとっても選択肢が広がる』といった意見や、『任意合区により選挙区を大きくすることで格差を縮小することができる』といった意見が出されました。任意合区を行うべきではないとする委員からは、『選挙区は郡市単位が原則となっており、その趣旨を尊重すべきである。また、全国の任意合区の実施率は1割程度しかなく、1人区は全選挙区の4割以上もある』といった意見や、『長年の間に形成されてきた郡市という単位での選挙区とする方が、そこで選出された議員を通じて住民の意向を反映させることが県勢の発展にも寄与する』といった意見が出されました。さらに、もう一つは、『本県の市町村合併は十分とは言えず、今後さらに合併が進むことが予想される。このような中で任意合区を行えば、合併に先んじて県議会議員の選挙区を変えることになり、適当ではない。次の次の選挙までに今後の新たな合併の動向を踏まえながら任意合区を含めて選挙区を抜本的に見直すことを考えている』との意見が出されたところであり、となっております。

以上のような審議の結果、「委員全員の合意が得られる意見への集約ができず、採決の結果、今回は任意合区は行わないということを賛成多数で決定した」ということになっております。

次に、もう一つの大きなテーマであります議員定数についてであります。「総定数について、自由民主党の委員からは現在の45人を維持すべきとする意見、社会民主党・公明党・民主党の委員からは削減すべきとする意見が出さ

れ、大きく2つに分かれた」とあります。

黄色い枠の部分を読み上げます。「自由民主党の委員からは、『現在の定数は法定上限数48人から既に3人減らしており、全国的に見ても減らしている方である』といった意見や、『議員は1人でも多い方がより多くの意見を県政に反映できる。財政的な問題であれば、定数削減だけでなく議員報酬の減額など県議会全体で負担する方法も考えるべきである』といった意見が出されました。社会民主党・公明党・民主党の委員からは、『極めて厳しい財政状況を背景に県では行財政改革に取り組み、また市町村議会においても議員定数を大きく減らしており、厳しい中で痛みを負っている。県議会としても同じ痛みを負うべきである』といった意見や、『定数を削減すべきという県民の声があり、市町村議会議員からも削減すべきという声が届いている。このような中で定数を維持するというのは理解が得られない』といった意見が出されました。また併せて、自由民主党の委員からは、『今後新たな合併が想定されることから、今回は総定数は維持し、次の次の選挙までに、今後の合併の動向を踏まえながら定数について抜本的に見直すことを考えている』との意見が出されたところであり、となっております。

以上のような審議の結果、最終的には、下の方ではありますが、「総定数は現在の45人を維持することを全会一致で決定した」となっております。ただし、「なお、採決に入る際に、満行副委員長、新見委員及び井上委員は退席した」となっております。

最後に8ページをお開きください。結びの部分を読み上げます。「委員会の協議においても、『今後の合併の動向を踏まえながら、選挙

区や定数について抜本的に見直すべき』との意見が数多く出されたところであります。当委員会といたしましては、今後の市町村合併の動向を見据えながら、次の選挙後において選挙区及び定数について抜本的に見直すことが県議会に課せられた責務であると強く申し上げ、当委員会の報告といたします」と結ばれております。

以上で概要の説明を終わります。

○蓬原委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 20 分休憩

午後 1 時 47 分再開

○蓬原委員長 委員会を再開いたします。

改めて資料 1 をごらんください。3 の活動方針案についてであります。1 県当局及び関係機関等からの説明聴取、2 県内及び県外の実態調査であります。県内外の実態調査については、県民の皆さんの意見も聞くというような含みも当然実態ということの中には含んでいるわけですが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、この案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、4 の調査活動・計画案についてであります。別紙の方をごらんください。これは、当委員会に付託されました調査項目や委員長会議の結果を考慮して案を作成しております。

主要な点を御説明申し上げます。委員会の回数については、委員長会議確認事項の原則に基づき、閉会中と定例会中に 1 回ずつの年 8 回と

しております。開催日については、十分な審議時間を確保するため、他の 3 つの特別委員会の翌日を予定いたしております。すなわち定例会中は休会日での開催、最終日の前日ということですね。

○緒嶋委員 ちょっといいですか。休会日という書き方はおかしくなる。我々が委員会開くのに休会中にと、そこ辺はちょっと。

○蓬原委員長 わかりました。本会議の休会日ということで、そこでの開催となります。後ほど表現についてはまた。

なお、あくまで目安ではありますが、お手元の「平成 19 年度行事予定表（案）」で日程を御確認ください。

今出ました休会日の表現についてはこちらでまた。

○権藤委員 議事整理日だね。

○蓬原委員長 議事整理日ですね。

次に、県内及び県外調査についてであります。委員会における審議の状況により必要に応じて行うこととしております。これは、日程的に 9 月定例会までに調査を実施することが困難でありまして、10 月以降の実施が予定されることから、現段階で日程や視察先を確定させるのではなく、今後の委員会の審議の状況に応じて適宜検討することが望ましいと考えるためであります。

では、この活動計画案につきまして何か御意見等ございましたらお願いいたします。休会日については先ほど議事整理日として承りました。

ありますか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 では、そういうことで進めさせていただきます。

ここで県内外調査の件について御協議させていただきたいと思いますが、まだ日程は決まっておりませんが、委員会の審議の状況によって必要に応じて行うこととすると申し上げたところではありますが、委員の皆様において現段階で県内外調査の調査先の御希望やその必要性について御意見等がございましたら、お願いをいたします。なければこちらでまた。

○**榎藤委員** そんなに強くということじゃないんですが、九州では大分が非常に進んだと、それはそれまでが多かったのかどうかそこら辺もわかりませんが、近くでもありますし、ぜひという気持ちもそんなに、半々なんですけれども、結果が非常に県民からの評価も高いということであれば、手ごろですから、参考までにですね。

○**蓬原委員長** 大分でございますね。

ほかに。なければこちらでいろいろまた相談して皆様に御提示申し上げたいと思いますが。

○**中野委員** 宮崎県と環境というかそういうのが似たところを一つ入れてほしいと思います。

○**蓬原委員長** 宮崎県と似たところということですね。人口規模、地勢。

ほかにございませんね。

それでは、ほかにないようでございますので、ただいまの御意見を参考に県内外調査の時期、調査先の選定を進めてまいりたいと思います。皆様方にしっかり相談をして決めてまいりたいと思います。

それでは、4の活動計画につきましては、この案のとおり、ただいま調査先については御提案いただきましたが、今後の調査活動を実施してまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**蓬原委員長** それでは、そのように決定をいたします。

次に、協議事項3 今後の委員会の進め方についてであります。今後の委員会においては、市町村合併の動向や一票の格差等あらゆる角度から議員定数について調査していく必要がございます。委員の皆様が現段階でお考えになっている次回以降に検討すべきテーマや必要となる資料等について、御意見や御要望をお聞かせいただきたいと思います。

○**中野委員** 我々は法治国家ですから、そのところの資料等はきちんとそろえていただいて、簡単な説明をしていただきたいと思います。

○**蓬原委員長** わかりました。法の根拠ですね。

○**野辺委員** 関連しますけれども、定数から条例で減らした分の全国的なパーセントを出してほしい。例えば宮崎県は48が定数だけれども、45でしょう。減少率というか、全国的な。

○**蓬原委員長** 法定数に対する条例定数をどうしたかという減少率の全国の一覧表、今2つ資料の提供が。

○**濱砂委員** 関連ですが、法定定数は人口規模に応じて違ってきますよね。人口と法定定数という形であらわしてください。減少率はパーセントと人数。

○**緒嶋委員** 裁判で違憲とか格差の問題が出ているわけで、どういう判例があるのか。

○**蓬原委員長** 一票の格差に関する判例ですね。今3つ出ました。

○**榎藤委員** 今回は1年前に特別委員会で結論が出なかったということで県民批判が強かったと思うんですが、冷静に考えれば、法定で48の45というものが一つあるわけですね、人口規模からいって。そういう中で、5つの常任委員

会、部を2つ、3つ所管しながら、そういうものからいって9名で45ですか、そういう現在の県の部の数あるいは所管事項等から考えた最低限の定数というのも理論値であると思うんです。そういうものも議論すべきではないかというふうに思うんです。

もう一つは、これは清武さんがおられて、今度合併後の宮崎市は多分清武の6～7倍の面積があると思うんです、選挙区のエリアという意味では。こういったこと等と24ページの第1項目の「選挙区は郡市の区域による」という、これが動かしがたい事実ということで1人区が存在するわけです。こういったこと等に対する議論も大いにして、仮定の話ですが、この委員会で国の法律改正も含めて、あるいは郡市によるんだけれども、当該の県がそれを優先させて、清武町さんを例に出して悪いんだけれども、合併があれば問題ないんだけれども、仮になくても、広域行政というのは消防でも教育でもすべて今行われているわけです。そういうもので県の条例みたいなものが優先するんだと、そういうようなものを国に求めていくような、そういうこと等もしないとこの問題というのは解決しないんですよ。そういった議論もテーマの一つに上げてほしいなど。1人区と郡単位という最低単位の議論。議論は議論としてやっていながら、それがどうにもならんのか、あるいはなるのか、そういう研究もしないといかんのじゃないかと。

○蓬原委員長 テーマを2ついただきました。

○福田委員 ことしの統一地方選で定数削減をやった都道府県もありますね。現行の条例定数に対する現定数の削減率、これも資料としてもらいたいですね。どれぐらいの削減率なのか。ほかの県です。4月に改正してやったところと

やらんところがありますから、ばらつきがあると思います。

○野辺委員 新型交付税ということですが、議員の報酬も当然交付税で算入されるかもしれないけれども、どういう率で、面積と今度は人口割で来ることになっていますから、その辺がわかれば教えてほしい。

○蓬原委員長 新型交付税の算定基準ですね。

それでは、相当な資料とテーマをいただきましたので、今のような御意見を参考にして次回以降の委員会の内容等を検討してまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。また御意見等があればその都度賜りたいと思います。

その他で委員の皆様から何かございませんか。

○中野委員 我々の委員会、長い名前なんですけど、前は特特委員会と短く言いましたよね。何か短くみんなが共通して言える名称にしてほしいんですが、共通していないと話が通じませんから。

○蓬原委員長 特特委員会じゃだめですか。

○中野委員 何でもいいんですよ。単なる定数委員会でもいいし、何でもいいんですが。

○蓬原委員長 それでは、副委員長と相談の上、次回までに御提示申し上げます。そういうことでよろしゅうございますか。

今回は6月定例会開会中の委員会を予定いたしております。よろしく願いをいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後2時0分閉会